

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA株式会社に入社し、以降、平成〇年〇月までの間、プラスチック製品の製造等の関連業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日にA病院に受診し「直腸がん」と診断され、以降、「胃がん、食道がん、肺がん」の診断も受けた。

請求人は、これら各種のがんは、業務に起因するものであるとして、監督署長に休業補償給付及び療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した各種がんが業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、直腸がん等の各種がんの発症は、業務による長年のストレスと疲労の蓄積により発症したものであると主張し、また、一方で、19年余にわたり現場で発がん物質を取り扱ったことによるものであるとも主張している。

(1) 職業がんのり患については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第7号において「がん性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる物質」として、いわゆる職業がんを規定しており、ベンジジンと尿路系腫瘍、石綿と肺がん等の原因物質とがんととの関係を列挙している。

本件についてみると、ストレスや過労は前記別表には列挙されておらず、また、医学的にみても、がんとストレスや過労との因果関係を証するものはないことから、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 次に、発がん物質へのばく露とがん発症との因果関係についてみると、請求人は、有機溶剤を取り扱うプラスチック製造作業工程に従事していたことが認められるが、B医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、直腸がん、胃がん、食道がんについては、有機溶剤吸入による発症に関する医学的証拠はなく、また、いずれもアスベストばく露との因果関係を証明する医学的根拠はないと述べ、また、C医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、直腸がんの発症原因について、有機溶剤、石綿の関連性について各種文献検索を行ったが、報告例は見当たらず、疾病発症との因果関係は一般にないものと考えられるとの意見を述べており、その他、がんの発症と業務との因果関係を証する医証はない。

当審査会は関係証拠資料を精査した上で、前記各医師の意見は妥当なもので

あると判断されるので、請求人が発症した各種がんは業務上の事由により発症したものと認めることはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。